

事業主 様
健保事務ご担当者 様

中部アイティ産業健康保険組合

令和4年1月 健康保険法等の一部改正のお知らせ

○ 傷病手当金の支給期間の通算化について

傷病手当金の支給期間は、「同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から**起算して1年6月を超えないものとする。**」とされていますが、令和4年1月1日より「同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から**通算して1年6月間とする。**」と改正されます。

この1年6月間とは、初回の申請から3日間の待期期間を経て、支給を始める4日目より、暦に従って1年6月間の日数計算を行い、傷病手当金の支給日数を確定します。

支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合は、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。報酬や年金との調整により不支給となる期間についても、支給日数として扱いません。ただし、調整の結果、一部でも傷病手当金が支給される場合は、支給日数として取り扱います。

この改正は、令和4年1月1日から施行されます。経過措置として、**令和4年1月1日時点で傷病手当金の受給権がある方（令和2年7月2日以降に傷病手当金の支給を開始した方）**については、出勤等に伴い不支給となった期間がある場合、その期間を延長して傷病手当金を受給することができます。

○ 任意継続被保険者の資格喪失事由について

任意継続被保険者の資格喪失事由については、「就職したとき」「保険料が未納だったとき」等限定的でしたが、今回の改正により、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た場合には、その**申し出が受理された日の属する月の翌月1日に、その資格を喪失することになります。**

保険料の前納を行った任意継続被保険者についても、任意の資格喪失が可能です。その場合、前納した保険料のうち、経過分は毎月払いとして再計算し、未経過期間に係るものを還付します。

申し出については、「資格喪失申請書」をご提出いただきます。用紙については、健保組合までお問い合わせください。

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給